

他市場上場会社に係る上場制度の見直しに係る「有価証券上場規程施行規則」等の一部改正について

目 次

(ページ)

- ・ 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表…………… 1
- ・ 上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表…………… 8

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(メイン市場への新規上場申請に係る上場審査)</p> <p>第215条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第207条第1項第4号に定める企業内容等の開示の適正性についての上場審査は、次の各号に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(メイン市場への新規上場申請に係る上場審査)</p> <p>第215条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第207条第1項第4号に定める企業内容等の開示の適正性についての上場審査は、次の各号に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 第1号から前号までの規定にかかわらず、新規上場申請者の発行する株券が国内の他の金融商品取引所(法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場を除く。)に上場しており、新規上場申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には、その状況を勘案して、審査を行うものとする。</u></p> <p>5 (略)</p>
<p><u>(他市場上場会社の特例)</u></p> <p>第215条の2 <u>新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所(法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場を除く。)に上場されている株券の発行者である場合であって、当該金融商品取引所への上場後の財政状態及び経営成績、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から当該取引所が適当と認める場合には、前条に定める審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(外国会社の特例)</p> <p>第216条 <u>第215条の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の上場審査は、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。</u></p> <p>2 新規上場申請者が外国会社である場合に、当該新規上場申請者の発行する外国株券が、当取引所以外を主たる市場とするものであって、当該主たる市場における有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関する法制度及び</p>	<p>(外国会社の特例)</p> <p>第216条 <u>前条の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の上場審査は、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。</u></p> <p>2 新規上場申請者が外国会社である場合に、当該新規上場申請者の発行する外国株券が、当取引所以外を主たる市場とするものであって、当該主たる市場における有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関する法制度及び</p>

規則の整備及び運営の状況等から当取引所が適当と認める場合には、第215条に定める審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。

(標準上場審査期間)

第218条 規程第207条第3項に規定する施行規則で定める期間は、当取引所がメイン市場への新規上場申請を受理してから3か月とする。ただし、第215条の2の規定の適用を受ける場合は、2か月とする。

(他市場上場会社の新規上場申請に係る提出書類)

第227条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第210条第9項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) (略)
- (2) 新規上場申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」

この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部、IIの部（当取引所が必要と認める場合に限る。）及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとし、Iの部は、第204条第1項第4号aからdに定めるところによるものとする。ただし、Iの部は、基準事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とすることができるものとする。

2 (略)

(プレミアム市場への新規上場申請に係る上場審査)

第231条 (略)

2・3 (略)

4 規程第213条第1項第4号に定める企業内容等の開示の適正性についての上場審査は、次の各号に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

- (1)～(5) (略)
- (削る)

規則の整備及び運営の状況等から当取引所が適当と認める場合には、前条に定める審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。

(標準上場審査期間)

第218条 規程第207条第3項に規定する施行規則で定める期間は、当取引所がメイン市場への新規上場申請を受理してから3か月とする。

(他市場上場会社の新規上場申請に係る提出書類)

第227条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第210条第9項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) (略)
- (2) 第210条第1項第2号に掲げる書類

2 (略)

(プレミアム市場への新規上場申請に係る上場審査)

第231条 (略)

2・3 (略)

4 規程第213条第1項第4号に定める企業内容等の開示の適正性についての上場審査は、次の各号に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

- (1)～(5) (略)
- (6) 第1号から前号までの規定にかかわらず、新規上場申請者の発行する株券が国内の他の金融商品取引所に上場しており、新規上場申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には、その状況を勘案し

5 (略)

(他市場上場会社の特例)

第231条の2 新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所（法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場を除く。）に上場されている株券の発行者である場合であって、当該金融商品取引所への上場後の財政状態及び経営成績、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から当該取引所が適当と認める場合には、前条に定める審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。

(外国会社の特例)

第232条 第231条の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の上場審査は、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

2 新規上場申請者が外国会社である場合に、当該新規上場申請者の発行する外国株券が、当該取引所以外を主たる市場とするものであって、当該主たる市場における有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関する法制度及び規則の整備及び運営の状況等から当該取引所が適当と認める場合には、第231条に定める審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。

(標準上場審査期間)

第234条 規程第213条第3項に規定する施行規則で定める期間は、当該取引所がプレミア市場への新規上場申請を受理してから3か月とする。ただし、第231条の2の規定の適用を受ける場合は、2か月とする。

(他市場上場会社の新規上場申請に係る提出書類)

第243条 新規上場申請者が内国会社である場合（申請日において国内の他の金融商品取引所の新興市場に上場後3年を経過していない場合に限る。）の規程第216条第9項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各

て、審査を行うものとする。

5 (略)

(新設)

(外国会社の特例)

第232条 前条の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の上場審査は、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

2 新規上場申請者が外国会社である場合に、当該新規上場申請者の発行する外国株券が、当該取引所以外を主たる市場とするものであって、当該主たる市場における有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関する法制度及び規則の整備及び運営の状況等から当該取引所が適当と認める場合には、前条に定める審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。

(標準上場審査期間)

第234条 規程第213条第3項に規定する施行規則で定める期間は、当該取引所がプレミア市場への新規上場申請を受理してから3か月とする。

(他市場上場会社の新規上場申請に係る提出書類)

第243条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第216条第9項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

号に掲げる書類とする。

(1)・(2) (略)

2 新規上場申請者が内国会社である場合（前項の場合を除く。）の規程第216条第9項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 第204条第1項第1号から第3号まで、第5号、第8号及び第19号に掲げる書類

(2) 第210条第1項第2号に掲げる書類

(3) 第237条第1項第3号から第8号までに掲げる書類

3 (略)

(ネクスト市場への新規上場申請に係る上場審査)

第248条 規程第219条第1項第1号に定める企業内容、リスク情報等の開示の適切性についての上場審査は、次の各号に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1)～(6) (略)

(削る)

2～5 (略)

(他市場上場会社の特例)

第248条の2 新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所（法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場を除き、国内の他の金融商品取引所の新興市場に上場後3年を経過していない場合に限る。）に上場されている株券の発行者である場合であって、当該金融商品取引所への上場後の事業計画の進捗、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から当取引所が適当と認める場合には、前条に定める審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。

(外国会社の特例)

第249条 第248条の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の上場審査は、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

2 (略)

(ネクスト市場への新規上場申請に係る上場審査)

第248条 規程第219条第1項第1号に定める企業内容、リスク情報等の開示の適切性についての上場審査は、次の各号に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。

(1)～(6) (略)

(7) 第1号から前号までの規定にかかわらず、新規上場申請者の発行する株券が国内の他の金融商品取引所に上場しており、新規上場申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には、その状況を勘案して、審査を行うものとする。

2～5 (略)

(新設)

(外国会社の特例)

第249条 前条の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の上場審査は、新規上場申請者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

ものとする。

- 2 新規上場申請者が外国会社である場合に、当該新規上場申請者の発行する外国株券が、当取引所以外を主たる市場とするものであって、当該主たる市場における有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関する法制度及び規則の整備及び運営の状況等から当取引所が適当と認める場合には、第248条に定める審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。

(市場区分の変更審査等)

第310条 市場区分の変更審査については、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 規程第308条第1項に定めるメイン市場への市場区分の変更審査は、第215条の規定に準じて行う。この場合において、当取引所は、プレミアム市場又はネクスト市場への上場後の財政状態及び経営成績、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から当取引所が適当と認める場合には、第215条に定める審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。
- (2) 規程第308条第2項に定めるプレミアム市場への市場区分の変更審査は、第231条の規定に準じて行う。この場合において、当取引所は、メイン市場又はネクスト市場への上場後の財政状態及び経営成績、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から当取引所が適当と認める場合には、第231条に定める審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。
- (3) 規程第308条第3項に定めるネクスト市場への市場区分の変更審査は、第248条の規定に準じて行う。この場合において、当取引所は、メイン市場又はプレミアム市場への上場後の事業計画の進捗、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から当取引所が適当と認める場合には、第248条に定める審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。

とする。

- 2 新規上場申請者が外国会社である場合に、当該新規上場申請者の発行する外国株券が、当取引所以外を主たる市場とするものであって、当該主たる市場における有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関する法制度及び規則の整備及び運営の状況等から当取引所が適当と認める場合には、前条に定める審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとする。

(市場区分の変更審査等)

第310条 市場区分の変更審査については、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 規程第308条第1項に定めるメイン市場への市場区分の変更審査は、第215条の規定に準じて行う。この場合において、当取引所は、プレミアム市場又はネクスト市場への新規上場時から会社の事業内容、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、企業の継続性及び収益性並びに上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとする。
- (2) 規程第308条第2項に定めるプレミアム市場への市場区分の変更審査は、第231条の規定に準じて行う。この場合において、当取引所は、メイン市場又はネクスト市場への新規上場時から会社の事業内容、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、企業の継続性及び収益性並びに上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとする。
- (3) 規程第308条第3項に定めるネクスト市場への市場区分の変更審査は、第248条の規定に準じて行う。この場合において、当取引所は、メイン市場又はプレミアム市場への新規上場時から会社の事業内容、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、事業計画の合理性及び上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとする。

(4) (略)

(上場廃止に係る審査の申請等の取扱い)

第602条の2 規程第603条第4項において、規程第204条第9項、第210条第9項及び第216条第9項の規定を準用する場合の提出書類は、第210条、第227条及び第243条第1項に掲げる書類のほか、IIの部（メイン市場又はプレミア市場の上場会社に限る。）及び第204条第1項第6号又は第237条第1項第3号から第8号までに掲げる書類とする。

(上場審査料等)

第702条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、上場審査料は前項に定める金額の半額とする。

(1) (略)

(削る)

(2) (略)

3・4 (略)

(市場区分の変更審査料等)

第704条 市場区分の変更申請者（メイン市場への市場区分の変更申請者、プレミア市場への市場区分の変更申請者及びネクスト市場への市場区分の変更申請者をいう。以下この条において同じ。）は、市場区分の変更審査料として100万円を、市場区分の変更申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、規程第307条の規定に基づき市場区分の変更予備申請を行った上場株券について、市場区分の変更予備申請日から起算して1年以内に市場区分の変更申請を行う場合には、市場区分の変更審査料を支払うことを要しない。

(削る)

(削る)

(4) (略)

(新設)

(上場審査料等)

第702条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、上場審査料は前項に定める金額の半額とする。

(1) (略)

(2) 新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所（法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場を除く。）に上場されている株券の発行者である株券の上場を申請する場合

(3) (略)

3・4 (略)

(市場区分の変更審査料等)

第704条 市場区分の変更申請者（メイン市場への市場区分の変更申請者、プレミア市場への市場区分の変更申請者及びネクスト市場への市場区分の変更申請者をいう。以下この条において同じ。）は、市場区分の変更審査料として、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める金額を、市場区分の変更申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、規程第307条の規定に基づき市場区分の変更予備申請を行った上場株券について、市場区分の変更予備申請日から起算して1年以内に市場区分の変更申請を行う場合には、市場区分の変更審査料を支払うことを要しない。

(1) 市場区分の変更申請者がメイン市場又はネクスト市場への市場区分の変更申請者である場合 50万円

(2) 市場区分の変更申請者がプレミア市場への市場区

2 市場区分の変更申請者は、前項に規定する市場区分の変更審査料のほか、当取引所が特に必要があると認める場合には、市場区分の変更審査に係る実地調査その他の当取引所が市場区分の変更審査のために特に必要と認める調査に係る費用を、当取引所の定める日までに支払うものとする。

3 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年10月30日から施行する。
- 2 改正後の第215条の2、第231条の2及び第248条の2の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請（予備申請を含む。）を行う者から適用する。
- 3 改正後の第310条第1号から第3号の規定は、施行日以後に市場区分の変更申請（予備申請を含む。）を行う者から適用する。

分の変更申請者である場合 100万円

2 市場区分の変更申請者は、前項に規定する市場区分の分の変更審査料のほか、当取引所が特に必要があると認める場合には、市場区分の分の変更審査に係る実地調査その他の当取引所が市場区分の分の変更審査のために特に必要と認める調査に係る費用を、当取引所の定める日までに支払うものとする。

3 (略)

上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 株券の上場手数料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 新規上場申請者の上場申請した株券の上場をする場合において、<u>新規上場申請者の上場申請した株券が、当取引所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場される場合には、前項の規定により算出した金額に2分の1を乗じて得た金額を上場手数料とする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 TDnet利用料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1号の規定にかかわらず、TDnet利用料は、以下に定める場合に該当したときは、月割りで按分するものとし、対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。</p> <p>a～c (略)</p> <p><u>d 株式会社東京証券取引所に重複上場する上場会社が当取引所のみを上場することとなった上場会社に係るTDnet利用料は、当取引所のみを上場することとなった日を含む月からその対象とする。</u></p> <p>付 則</p>	<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 株券の上場手数料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 新規上場申請者の上場申請した株券の上場をする場合において、<u>次のa又はbに該当する場合には、前項の規定により算出した金額に2分の1を乗じて得た金額を上場手数料とする。</u></p> <p><u>a 新規上場申請者の上場申請した株券が、既に国内の他の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場又は継続的に取引されている場合</u></p> <p><u>b 新規上場申請者の上場申請した株券が、当取引所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場される場合</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 TDnet利用料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1号の規定にかかわらず、TDnet利用料は、以下に定める場合に該当したときは、月割りで按分するものとし、対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(新設)</p>

この改正規定は、令和5年10月30日から施行する。